

# アンケート結果を踏まえた 今後の対応方策の方向性

---

## アンケート結果を受けた論点

- アンケート結果を踏まえ、運用面・規定面の双方から効果的な対応方策を検討する必要

### <アンケート結果>

○構造令の趣旨が認識されていない

#### 運用面 の取組

○柔軟規定について認識があっても  
十分に活用されていない

#### 規定面 の取組

○多数の指摘のある規定

### <対応の方向性(案)>

#### (1) 制度の趣旨の一層の浸透

- ① 周知のための取組

#### (2) 柔軟規定の活用促進

- ① 事例共有や指針の策定
- ② 技術的サポートの検討
- ③ 不断の見直し体制の構築

#### (3) 見直を含めて検討すべき規定

- ① 線形に関する規定
- ② 幅員に関する規定
- ③ 道路区分・交通容量に関する規定

## 運用面の取組

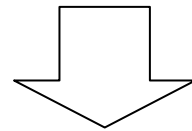
### (1) 制度の趣旨の周知と理解の浸透を図るための取組

---

---

#### <制度の趣旨>

- 道路構造令は安全性、円滑性等を確保するために最小限保持すべき基準であり、地域の実情に対応できるよう、多くの柔軟規定が用意されている。
- 裁量と責任による自立的運用を前提とした規定であり、運用の主役は各道路管理者である。



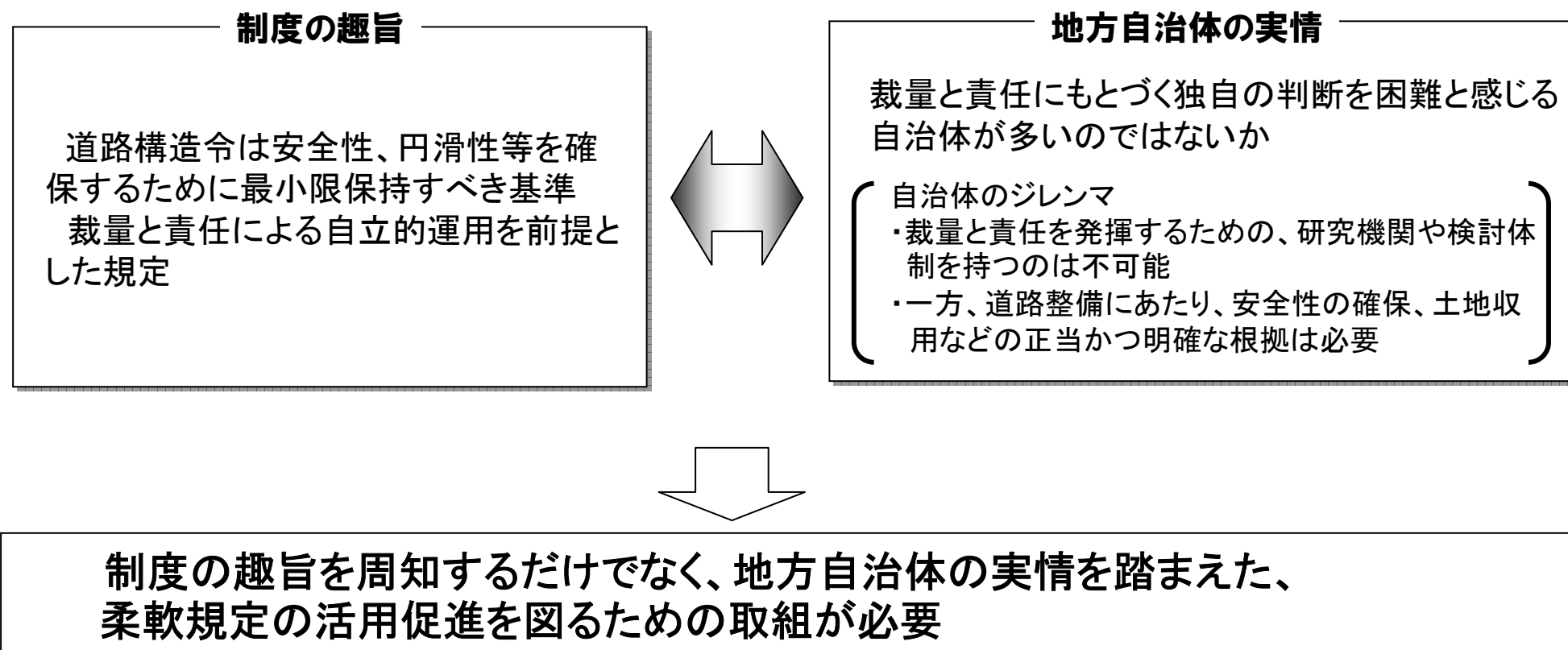
これらについて十分に周知し、道路構造令に関する意識改革を図る必要

## (2) 柔軟規定の適切な活用促進を図るための取組

### <現状分析> 制度と実情の乖離

- ・規定の詳細な判断基準に対する多くのニーズ
- ・柔軟性は肯定しつつも、責任は負えないとの声

### 制度の趣旨と地方自治体の実情との乖離



<取組① 指針策定・事例共有>

○ 運用の指針の策定

- ・ 柔軟規定の考え方
- ・ 1.5車線の道路整備や小区間改築の特例など、柔軟規定の活用方策に関する指針
- ・ 全国の工夫事例のうちからも、制度としての周知が望ましいものについては、指針に追加することも一案

○ 事例共有の仕組みの構築

- ・ 悩みの多い規定の運用事例
- ・ 1.5車線の道路整備のような工夫事例
- ・ 運用に関するローカルルール策定事例等



留意事項

■ 指針の策定等が、かえって国が縛る結果にならないように

- ・ 国からの一方向ではなく、国・自治体間、自治体相互間での取り組みとすることも考えられる。
- ・ 網羅的でなく、意見や悩みの多い部分について手引きとして作成することも考えられる。

■ 柔軟規定の活用促進が、かえって地域に即した道路整備を阻害することのないように

- ・ 各道路管理者が、地域に即した道路をしっかりと検討・計画することは当然の前提。  
これを受けた道路整備が、柔軟規定によりかえって行いにくくなる事態は避けるべき。
- ・ 適用にあたっての留意点等をしっかりと記述すること、質の高い整備を行った事例も含めること等。

(2) 柔軟規定の適切な活用促進を図るための取組

<取組② 技術的サポートの検討>

○ 相談窓口

- ・運用に関するローカル・ルールの検討や、個別案件の悩みに対し、相談窓口を設置
- ・国の研究機関の活用も一案

○ 研修の実施等

<取組③ 不断の見直し体制の構築>

○ 国が地方自治体の悩みや運用実態を把握する取組の継続実施

- ・手法のブラッシュアップを図りつつ、国が自治体の悩みや運用実態を把握する取組を継続すべき
- ・技術的サポートの結果をフィードバックするなど、効率的・効果的な取組とすべき。

## 規定面の取組

### (3) 見直しを含めて検討すべき規定

#### ① 線形に関する規定

- ・曲線半径・縦断勾配等  
(小規模道路に関するもの)



#### 留意事項

- 高齢者・バリアフリー※、環境への配慮など、規定の背景となっている社会的要請

※平成5年にバリアフリー等の観点から基準の見直し

- ・歩道の最低幅員: 1.5m→2m
- ・自転車歩行者道の最低幅員: 2m→3m

#### ② 幅員に関する規定

- ・自転車歩行者道・歩道の幅員

- 特に安全性等について、専門的見地も含めた検討も必要  
※最低限の安全性を担保する科学的根拠の検討等

- 地域特性への配慮

※例えば歩道規定への見直しニーズなど、都市部/地方部など地域特性に応じて異なるのではないかな。

#### ③ 道路区分等

- ・道路区分のあり方
- ・交通容量の考え方

等

- 現行規定では対応できないかを見極める必要

※今回は限られた情報量から判断。実際は、現行の柔軟規定で対応可能な支障事例も相当数含まれる可能性

- 道路区分や交通容量に関する規定は、基準の体系論に遡り、学術的検討も含めた取組を行うべき。